

長建保特集号

建設長崎

3 March 号外 2023年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234

令和五年度 事業計画・予算を決定



去る2月28日(火)、建設技能会館(建設長崎本部)において、各支部選出の組合会議員314名(定数39名)の出席の下、第106回組合会を開催しました。



議長 尾上正範氏(東長崎支部)

議事については、昨年七月の役員改選により議長に就任された尾上正範議員(東長崎支部)の進行の下、令和四年度決算見込報告並びに同年度補正予算、

そして令和五年四月からの保険料改正案を盛り込んだ令和五年度事業計画並びに歳入歳出予算案(二面参照)、規約の一部改正、法令遵守の実践計画など、提案された全七議案が決定されました。

令和四年度決算見込
単年度三、八九八万円の赤字

令和四年度は、予算編成当初、医療費の自然増分や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、二億

一、六六三万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(一億五、二〇七万円)による予算を決定し事業運営を進めました。

上半期(四〜十月)においては、新型コロナウイルス感染症の影響による通常診療の受診控えの動きから受診機会が徐々に増加したこと等により、一人当たりの医療費は前年同月比で七・六二%増となり、下半期においても同水準で推移することが予測されることから、令和四年度における

医療費を前年度比七・四〇%増(当初予算時三・八二%)と見込みました。

これらのことを踏まえ、令和四年度決算見込みにおいては、三、二〇二万円の決算剰余金を見込みました。単年度収支では、繰越金、国庫補助精算分(令和三年度分)を差し引き約三、八九八万円の赤字が見込まれています。

なお、令和四年度の国庫補助金が確定(六月)し返還額が確定すればさらに赤字額が上乗せされる見通しです。

日頃から組合員仲間の皆様はじめご家族の皆様には長建保の事業運営につきまして特段のご理解並びにご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年十二月二十三日、政府は令和五年度の政府予算案を閣議決定しました。そのうち社会保障関係費は一般会計に占める割合が極めて大きいことから、「医療・年金・介護」等の分野での法改正による予算削減や歳出見直しへの厳しい抑制が毎年かけられる中、私達国保組合関係予算については、組織力を活かしたハガキ要請行動等により、総額で二、七〇五・四億円、前年度当初予算比二二・六億円増を勝ち取り、おかげ様で国庫補助の現行補助水準を確保することができました。心より御礼申し上げます。財

務省による厳しい査定が行われた中、全国の仲間と結びよって一連の成果を築くことができたことを教訓とし、防衛費増大による社会保障政策と予算抑制の動きも注視しながら今後の令和六年度の予算確保に向けて

開き「令和六年度に保険料の廃止を目指す」と表明し、「原則廃止」が「廃止」と文言が強まり、さらに廃止期限を半年間前倒しして実施するとして、保険料の交付を事実廃止する方向へ方針転換しました。

一体化の枠組みの中で、保険料の廃止については反対の立場で見直しを求め、署名運動等を通じて大衆行動につなげていく方向で取り組みを進める方針です。

ことさらに保険料のご負担をお願いするともに、足りない部分は基金で賄うことといたしました。国保組合の運営上、不足する財源は保険料で賄うことが基本原則です。基金につきましては、令和五年度に一定額を予算計上させていただきますが、このまま単年度赤字が続けば当初の見込み通り、令和九年度には枯渇する見通しのため一層厳しい事業運営を迎えることとなります。



理事長 佐藤 圭介

厳しい財政運営にご理解とご協力を

大衆行動を展開する予定です。その節は再度ご協力をお願いいたします。

当面の喫緊の課題として「マイナンバーカードと保険証一体化について」の対応です。昨年十月十三日河野デジタル大臣と加藤厚労大臣がそれぞれ記者会見を

全建総連や各国保組合内では、一体化によりこれまで各組合で取り組んできた滞納対策や資格の適用対策、保健事業周知勧奨など国保組合の実務運営上においての支障が生じる恐れがあり、同時に組合への帰属意識の低下や母体組織機能の低下

このように私共の事業運営に大きく影響してくる厳しい情勢の中、先般第一〇六回組合会を開催し、令和五年度の事業計画並びに予算について決定いただきました。

令和五年度につきましても、財源不足が見込まれる

1人あたり月額625円、介護分は100円引上げ

令和五年度の支出見込みでは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についても影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については、過去二カ年度の医療費の実績、及びコロナ禍による令和四年度推計による医療費の動向等を踏まえ、前年度比四・五〇%増を見込みました。

一方、収入面では、国の省令に基づき算出した国庫補助金、及び現行の保険料で試算すると二億八、四六〇万円の収入財源不足が見込まれました。この不足額を保険料

で補うと被保険者一人あたり月額二、二〇四円の引上げが必要となります。

本来不足する財源については全額保険料で賄うべきところですが、理事会及び第一〇六回組合会において、大幅な引上げ負担を求めることは困難であるとし、保険料の引き上げを一人あたり月額六二五円、介護分については月額一〇〇円の引き上げをお願いすることといたしました。

なお、残る不足する財源約二億円については基金から繰り入れすることといたしました。

組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度保険料を改定

令和5年度賦課区分別保険料(月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料(令和5年4月分より)

種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	12,900	900	13,800	3,100	据置き	3,100	16,000	900	16,900
	第2種 (建設業許可等を有しない事業主)	16,700	1,200	17,900	4,000	据置き	4,000	20,700	1,200	21,900
	第3種 (建設業許可等を有する事業主)	19,600	1,400	21,000	4,700	据置き	4,700	24,300	1,400	25,700
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	8,400	600	9,000	2,000	据置き	2,000	10,400	600	11,000
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	10,500	700	11,200	2,700	据置き	2,700	13,200	700	13,900
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	3,400	200	3,600	1,000	据置き	1,000	4,400	200	4,600

2. 介護分保険料

種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	2,900	100	3,000

令和五年度予算総額四十億五千万円

基金二億円を繰入

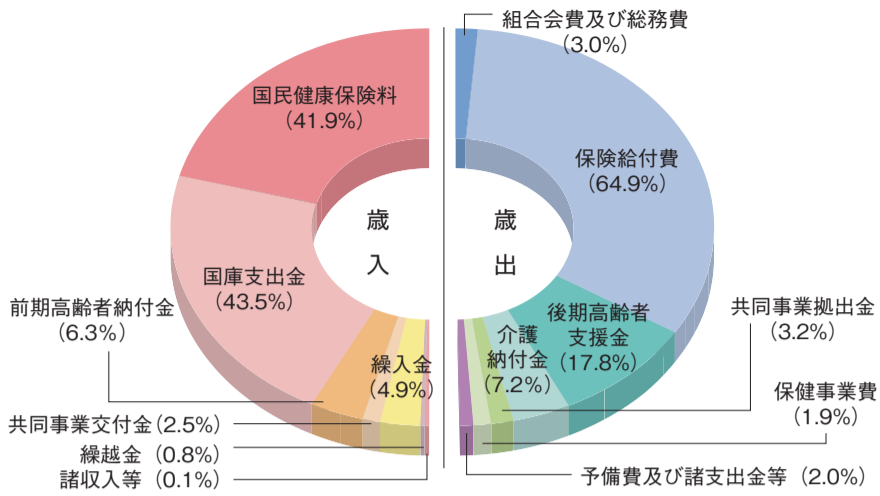
令和五年度の支出予算計六〇万円の財源不足が見込まれ、法定に基づく後期高齢者支援金や介護納付金、一般医療費の伸び（四・五〇％増）を含む保険給付費等の支出経費として総額四〇億五、一〇二万七千円を見込みました。

収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率（定率三十二・三％、後期と介護分は十六・四％）で見込み、支出経費を賄うには二億八、四

六〇万円の財源不足が見込まれました。

この不足する財源については、被保険者一人当たり月額平均六二五円（介護分保険料は一人一〇〇円）の引き上げと、基金から二億円の繰入により財源確保を図り、令和五年度の事業運営を乗り切ることとしました。

グラフで見る歳入・歳出規模



歳入

(単位：千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,698,695	1,658,893	39,802	41.9
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,760,593	1,623,573	137,020	43.5
4. 前期高齢者交付金	255,247	327,015	△ 71,768	6.3
5. 県支出金	2	2	0	0.0
6. 共同事業交付金	102,751	96,098	6,653	2.5
7. 財産収入	7	7	0	0.0
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 繰入金	200,000	152,071	47,929	4.9
10. 繰越金	32,024	58,952	△ 26,928	0.8
11. 諸収入	1,706	3,206	△ 1,500	0.1
歳入合計	4,051,027	3,919,819	131,208	100.0

歳出

(単位：千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,437	4,273	164	0.1
2. 総務費	118,884	116,701	2,183	2.9
3. 保険給付費	2,628,390	2,541,544	86,846	64.9
4. 後期高齢者支援金	720,533	666,378	54,155	17.8
5. 前期高齢者納付金	1,225	1,457	△ 232	0.0
6. 介護納付金	290,349	293,536	△ 3,187	7.2
7. 共同事業拠出金	128,488	120,164	8,324	3.1
8. 保健事業費	76,282	86,343	△ 10,061	1.9
9. 積立金	2	2	0	0.0
10. 公債費	100	100	0	0.0
11. 諸支出金	2,603	2,503	100	0.1
12. 予備費	79,734	86,818	△ 7,084	2.0
歳出合計	4,051,027	3,919,819	131,208	100.0

今後の国保運営について

厳しい財政運営

長建国保の財政運営は、決算剰余金（繰越金）を計上する一方、単年度収支では十一年連続で赤字となっています。予算編成上、財源不足が見込まれた場合は、保険料の見直しを行うことが原則であり、また、基金の保有状況を考慮しながら、繰入により財源を確保することもあります。

今日までの財政運営については、平成二十二年度決算以降、単年度収支が赤字に転じています。しかしな

財政難で保険料大幅引上げへ

健康保険の財政は、保険料と補助金で運営することが基本であり、基金（積立金）については、万が一の場合に限り繰入することができると法律で位置付けられ、常時法定額以上の額を保有しておく必要があります。

その基金については、令和五年度予算計上分を除くと七億六千万円程度（法定積立金を除く）を保有して

今後も保険料の改定が必要

今後も社会経済における医療費の動向等について注視してまいります。引き続き少子高齢化による高齢者支援金と介護納付金の負担増等で毎年財源不足が見込まれることとなります。

健全な事業運営を進めていくためには、令和五年度以降も組合員世帯の皆様には、大変厳しいご負担を引

長建国保の保健事業

特定健診・保健指導の実施

特定健診の受診率の向上を図るため、県下七〇〇の医療機関で受診することができ

組合巡回健診の実施

平日のお忙しい皆様への受診機会を確保するため、日曜日を利用した巡回健診を実施します。

人間ドック健診の実施

被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、一泊二日及び日帰りの人間ドック健診を実施し、健診費用の自己負担額を除く額を助成します。

※人間ドックの自己負担額

特別健診の実施

特定健診の際、希望者を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を助成します。

巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、希望者のみ各種がん検査等を受検することができ

インフルエンザ予防接種費用の助成

新型及び季節性インフルエンザの予防接種を受けた

鍼灸マッサージ施術費助成

組合員が事前に手続きを行い、長建国保の指定する施術院で鍼灸等の施術を受けた場合、その費用の一部を助成

指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び補助券の発行を行います

脳ドック検診費用補助事業

脳血管疾患のリスク判定のための脳ドック検診に係る費用の一部を補助します

新生児世帯への月刊情報誌の無料配布

出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための月刊育児情報誌を無償配布いたします

健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添えて表彰

その他の保健事業

医療費通知、ジェネリック医薬品リーフレット、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、健康促進パンフレットの配布等



歯科健診事業の実施

歯・歯周疾患の予防と生活習慣病予防の意識啓発を図るため、歯科健診を実施

健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添えて表彰

その他の保健事業

医療費通知、ジェネリック医薬品リーフレット、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、健康促進パンフレットの配布等

※保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属支部事務所、又は長建国保までお問い合わせ下さい。

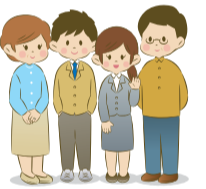
【別表】届出が必要となる主な事由 (令和5年3月1日現在)

Table with 3 columns: 該当事由, 提出いただく書類等. Contains 8 rows of conditions and required documents for membership changes.

※被保険者証更新の際には、扶養家族の皆様の資格等につきまして書類にて確認させていただきます。

扶養家族の現況確認を

お願いいたします



▼資格確認を実施しています

長建国保に加入する家族(被保険者)の方の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることが基本要件です。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新等を通じて、ご家族の現況並びに収入の有無等について証明書類等により確認をしています。

また、三月・四月は就職などご家族に異動が多い時期となり、この時期に手続きが必要となる事例を「別表」に掲載しています。

所属支部へ届出下さるようお願いいたします。

異動先で生活している方

の就職等による資格喪失後は、対象者の被保険者証、限度額適用認定証及び高齢受給者証は使用することができませんので、資格喪失の手続きの際、返納してください。

該当する場合は、届出が必要となりますので、所属支部にて手続きをお願いします。

▼ご注意ください

次の事項に該当する方は扶養家族(被保険者)に該当しません

○修学や施設入所など一定の要件を除き組合員世帯を転出している方(組合員世帯の住民票を異動し、

組合員の転職や、ご家族

の就職等による資格喪失後は、対象者の被保険者証、限度額適用認定証及び高齢受給者証は使用することができませんので、資格喪失の手続きの際、返納してください。

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

★下記届出にはマイナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持ち下さい。

Table with 4 columns: こんなとき, 提出いただく届出書等, 添付いただく書類, 提出期限. Lists various membership change scenarios and required documents.

○添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

組合員就労状況調査

Ⅱ 組合員資格（職種）の再確認Ⅱ

令和六年度実施予定 ▼未提出者は資格喪失

組合では、建設労働者である組合員資格（職種）の再確認と無資格者の加入防止のため、厚生労働省の指導に基づき組合員就労状況調査を定期的（三年に一度）に実施しています。調査では、対象組合員の皆様に送付する調査票に就労状況をご記入いただき、別表掲載の「建設業に従事していることを証明する書類例」（以下「証明書類」）を添付して所属支部事務所へ提出していただきます。



【建設業に従事していることを証明する書類例】

※下記に示す証明書類例のいずれか1つの写し等を提出して下さい。

- 建設業許可業者の通知書（許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの）
- 会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの）
- 電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの）
- 得意先からの発注書、又は工事請負契約書（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「**建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 健康保険適用除外承認証（事業所名称に「**建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書の第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「**建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 源泉徴収票（「給与の支払者欄」に「**建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 事業主が証明した就労（雇用）証明書（事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの）
- 建設キャリアアップカード
- その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

※注意事項

- (1)証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種に記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。
- (2)所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のもので提出して下さい。
- (3)名刺や労災加入証（他団体交付のもの）、資格証や修了証等で期間更新制ではないライセンス、得意先へ見積書、請求書は証明書類に該当しませんのでご注意ください。
- (4)証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

加入資格の適正化対策

組合加入は建設業のみ

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種が確認できる書類の提出や自宅訪問を行うなど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは

異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うこととなりますので、組合に届出するよう周知に努めています。更に、厚生労働省の指導に基づき組合員の職種の再点検調査（就労状況調査）を定期的（三年に一度）に実施し、証明書類による職種の点検・確認に努めています。

このように、組合は今後も引き続き職種の点検調査や、異業種の紛れ込み防止等も含めて、資格の適用の適正化対策の強化に取り組んでいきます。長建国保は、建設技能者である組合員のための国民健康保険です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員とご家族の皆様のご理解と協力が必要不可欠です。

建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建具工	木工	表具工	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工
住宅機器	測量士	設備工	建設事務

法人事業所は

健康保険適用除外の承認が必要ですよ

健康保険法により法人事業所（常時従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

ただし、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書（左図参照）を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所に提出し、

同所の承認を受けることで、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができます（年金は厚生年金が適用）。

●長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を開始する場合
●健康保険適用除外の承認を受けている事業所が新たに雇用する従業員を長建国保に加入させようとする場合
●健康保険の適用事業所が長建国保の組合員を雇用した場合
●個人の事業所で、長建国保の加入者を含む従業員

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生（雇用日、法人設立日等）から十四日以内に年金事務所へ提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出ができない場合には、理由書の添付が必要となります。やむを得ない理由には、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員（被保険者）の資格喪失とさせていただきます。健康保険適用とさせていただきます。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員（被保険者）の資格喪失とさせていただきます。健康保険適用とさせていただきます。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員（被保険者）の資格喪失とさせていただきます。健康保険適用とさせていただきます。

健康保険 被保険者適用除外承認申請書 (国民健康保険組合被保険者)

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

国民健康保険組合理事長 印

社会保険労務士記載欄

氏名

当該事業所に使用されかつ国民健康保険組合の被保険者である間、健康保険の適用除外の承認を申請します。

申請者	被保険者管理番号	氏名 (氏)	生年月日	性別	国民健康保険組合資格取得年月日
申請者1	6. 厚年				
申請者2	6. 厚年				
申請者3	6. 厚年				
申請者4	6. 厚年				

国民健康保険組合 資格取得年月日

適用除外該当事由

1. 事業所状態変更 2. 事業所設立等 3. 新規採用 4. 再就職